住民生活課から

本人通知制度をご利用ください

「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」は、大山町において住民登録や本籍のある方が事前に登録することにより、本人の代理人および第三者に住民票の写し等を交付した場合、その交付した事実を登録者本人にお知らせをする制度です。

この制度は、周知することで委任状の偽造や不必要な身元調査等の未然防止及び抑止を目的としています。

◎登録できる人

大山町に住民登録されている方、もしくは大山町に本籍がある方。

(住民票の除票または除籍のある方も対象になる場合があります)

◎登録方法

専用の申請書に必要事項を記入し、次の必要書類と共に提出してください。

・登録者の本人確認書類（運転免許証・住基カード等）

・代理人が登録する場合は、登録者本人の自署した委任状及び代理人の本人確認書類

＊同じ世帯の方または同じ戸籍に記載されている方であっても、事前登録された方以外は通知の対象となりません。

＊窓口に来ることができない特段の事情がある場合、郵送でも受付できます。

◎登録期間

登録した日から3年間です。引き続き登録を希望する場合は、更新の申請が必要です。

◎対象となる証明書

・住民票の写し（本籍及び筆頭者の記載のあるもの）

・戸籍の附票の写し

・戸籍の全部（謄本）又は一部（抄本）事項証明書

・戸籍の記載事項証明書

（消除された住民票の写し・除籍等を含みます）

◎通知内容

交付年月日、交付した証明書の種類、通数、請求者の種別（代理人、第三者等）

（注）第三者等の氏名・住所等の個人情報は通知されませんが、大山町個人情報保護条例の規定に基づき、本人より開示請求をすることができます。ただし、大山町個人情報保護条例の規定により、開示できない場合があります。

◆登録および更新の受付場所

本　庁	住民生活課
中山支所	地籍調査課
	総合窓口室
大山支所	建設課
	総合窓口室

◎通知の対象除外について

以下の場合は、通知の対象になりません。

・国または地方公共団体等の機関からの請求

・本籍及び筆頭者の記載を省略した住民票の写し

・弁護士や司法書士等の特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理手続きについての代理業務に使用するための請求

◎登録の変更について

登録者の氏名・住所等が変更になった場合は、届出が必要です。変更の届出がない場合は、登録が廃止になることがありますのでご注意ください。

◎登録の更新通知について

事前登録をした日から3年間が経過し登録期間が満了となる方へ、更新手続きについての通知をお送りしています。本人通知制度を継続してご利用になりたい場合は、再度登録申請が必要になります。なお、満了日の1か月前から申請を受け付けることができます。

映画「うさぎ追いし」上映会

平成26年度鳥取力創造運動支援補助事業「夏」映画製作作品

大山町内の各所でロケを敢行。2014年に公開された映画「夏を越える少年たち」に続く第二弾。監督は米子市在住の添谷泰一さん。県出身の作曲家岡野貞一の唱歌「ふるさと」を題材に、岡野のひ孫が「ふるさと」を作り上げた背景を辿っていくストーリー。

（所要時間：2時間15分）

◆上映日時

8月2日（日）18時30分～
3日（月）19時～
4日（火）19時～

＊2日（日）は、添谷監督のアフタートークもあります。

＊3・4日は本編上映のみ

◆入場料　大人1，000円
中学生以下500円
3歳未満無料

◆場所　中山温泉ナスパル生活想像館わくわくホール

◆問い合わせ先

中山温泉
☎0858－49－3330